

こもれび南ヶ丘町内会館 使用規定

制定:平成24年3月4日
一部改訂:平成26年4月1日
改定:平成30年11月30日
施行:平成31年1月1日

改定:令和2年12月18日
施行:令和3年4月1日

こもれび南が丘町内会館
運営委員長
平目伸二

こもれび南ヶ丘町内会館使用規定

令和3年度より適用する

会則第31条に基づき、こもれび南ヶ丘町内会館使用規定(以下「使用規定」という)を、次の通り定める。

第1条 こもれび南ヶ丘町内会館の使用については、こもれび南ヶ丘町内会館運営規則(以下「運営規則」という)によるほか、この使用規定を適用する。

第2条 会館使用料は、次の「表1」の通りとする。

【表1 こもれび南ヶ丘町内会館 使用料金表

夏期用(4月～9月)

使用区分 室名	午前の部 9時～13時	午後の部 13時～18時	夜間の部 18時～20時	全日使用 9時～20時
1F 集会場 (A)・(B)	2,000円	2,500円	1,400円	5,900円
全室使用	4,000円	5,000円	2,800円	11,800円
貸会議室	2,800円	3,500円	2,000円	8,300円
2F 会議室 (A)・ (B)及び和室	1,600円	2,000円	1,200円	4,800円

冬期用(10月～3月)

使用区分 室名	午前の部 9時～13時	午後の部 13時～18時	夜間の部 18時～20時	全日使用 9時～20時
1F 集会場 (A)・(B)	2,200円	2,750円	1,500円	6,450円
全室使用	4,400円	5,500円	3,000円	12,900円
貸会議室	3,000円	3,750円	2,100円	8,850円
2F 会議室 (A)・ (B)及び和室	1,800円	2,250円	1,300円	5,350円

- 使用室は、「表1」の通りの使用とする。
 - ・集会室(A)・(B)同時に使用するとき(集会室全室)その合計額
 - ・集会室(A)・(B)同時に使用(集会室全室)のとき途中で変更は**不可**とする。
時間帯と使用室区分を区分して使用は**不可です**。
例:集会室(A)・(B)同時に使用(集会室全室)13:00～18:00
その後 ⇒ **集会室(B)のみ使用18:00～20:00**
 - ・可動間仕切を途中で設置が出来ない。
- 営利目的で使用する場合、使用料はこの料金表の倍額とする。
- 町内会事業、部会事業で使用する場合、各時間1室500円とする。
(但し、集会場全室の場合は1,000円)
- 町内会員及び町内会・部が承認したサークル活動の場合、各時間1室500円とする。
(但し、集会場全室の場合は1,000円)
※(註)この場合のサークル活動は、町内会に居住する代表者・指導者が主催するものとする。**(参加者が町内会に居住していても該当しない)**

※3項・4項についての料金表は、別記記載による。⇒P6参照

- 葬儀で使用する場合、葬儀終了まで50,000円とする。(一般100,000円)
- カラオケで使用する場合は、別途協議する。
- 宗教団体の使用は認めない。

第3条 会館の使用受付は、営利目的及び塾関係は1ヶ月前から、町内会会員又はその他は2ヶ月前からとする。

2 会館各室の使用申込は、1ヶ月単位の申込とし、申込内容の使用料金と同額とする。

3 会館各室の使用申込は、翌月以降をまたいでの申し込みは出来ません。

4 使用申込は「一週間前までに」料金納入のこと。 ←入金確認都合のため

5 キャンセル・返金は致しません。

第4条 会館の使用時間は、運営規則第14条及び、この使用規定を厳守すること。

2 会館の営業日は、月曜日～土曜日です。 (日曜日は閉館)

3 会館の営業時間を9:00～20:00とする。

4 会館各室の各室の「使用時間延長」は認めない。

※20時以降の使用は認めません。

第5条 会館の設備等を使用する場合は、必ず管理人の許可を得ること。

(1) 他の室から会議テーブル・椅子等の備品を移動して(運搬して)の使用はできません。

(2) 上記備品不足の場合は、あらかじめ他の室の利用申込をして下さい。

第6条 会館の設備等を使用した場合は、必ず復元し清掃をすること。

・(学習塾など)当日使用の室には、教材・備品など物品を置いておくことはできません。

第7条 会館の設備等を破損した場合は、運営規則第13条に基づき弁償すること。

第8条 建物内は「全面喫煙禁止」です。

第9条 飲食・宴会等の後始末は丁寧に行い、ごみは全ては持ち帰ること。

第10条 トイレの使用は、お互いに気を付け汚さないこと。

第11条 給湯室の使用の後には、水道の蛇口・ガスの元栓を閉め、給湯室を綺麗に整理整頓すること。

・ガスコンロ等火器類の「持ち込み使用」はできません。

第12条 会館使用終了後は、必ず「使用後点検報告書」を提出すること。

第13条 特別に会館の器具及び電気を多量に使用の場合は、事前に運営委員長等(管理人)に申請し了解を得ること。

第14条 営利目的とは、次の事項をいう。

(1) 商社等の商品展示・販売・宣伝又は説明会。

(2) 政治団体等の集会。

※宗教団体は使用できません

(3) 歌謡・演劇・音楽・映画会・舞踏会等で、営利を目的としての開催。

(4) その他、上記に準ずるもの。

第15条 カラオケ器具使用の場合は、別途協議する。

附則

この規定は、2012年(平成24年) 3月4日から施行する。

この規定を、一部改定する。2020年(令和2年12月18日)

令和3年4月1日より施行する。

こもれび南ヶ丘町内会館使用規定のうち

第2条 3項の規定についての説明事項

町内会員及び町内会・部が承認したサークル活動の場合、各時間1室500円とする。
 (但し、集会場全室の場合は1,000円)

※(註)この場合のサークル活動は、町内会に居住する代表者・指導者が主催するものとする。(参加者が町内会に居住していても該当しない)

第2条 3項の会館使用料は、次の「表1」の通りとする。

【表2 こもれび南ヶ丘町内会館 使用料金表

夏期用

使用区分		午前の部 9時～13時	午後の部 13時～18時	夜間の部 18時～20時	全日使用 9時～20時
1F	集会場 (A)・(B)	500円	500円	500円	1,500円
	全室使用	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	貸会議室				
2F	会議室 (A)・(B)及び和室	500円	500円	500円	1,500円

冬期用

使用区分		午前の部 9時～13時	午後の部 13時～18時	夜間の部 18時～20時	全日使用 9時～20時
1F	集会場 (A)・(B)	500円	500円	500円	1,500円
	暖房費	200円	250円	100円	550円
	計	700円	750円	600円	2,050円
	全室使用	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	暖房費	400円	500円	200円	1,100円
	計	1,400円	1,500円	1,200円	4,100円
2F	貸会議室				
	会議室 (A)・(B)及び和室	500円	500円	500円	1,500円
	暖房費	200円	250円	100円	550円
	計	700円	750円	600円	2,050円

附則

令和3年4月1日より施行する。